

## 監査公表 第 6 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和 4 年(2022 年)12 月 15 日

湖南省監査委員 渡邊 悦夫  
同 松原 栄樹

### 随 時 監 査 結 果 (公の施設指定管理)

#### 第 1 監査の概要

##### 1) 監査の実施日

- ・令和 4 年 10 月 20 日(木)

##### 2) 監査対象

環境経済部 商工観光労政課

- ・湖国十二坊の森(十二坊温泉ゆらら)

総合政策部 地域創生推進課

- ・石部南まちづくりセンター

総合政策部 文化スポーツ課

- ・石部・甲西文化ホール

健康福祉部 健康政策課

- ・長寿・常楽の理想郷(じゅらくの里公園)

健康福祉部 子ども家庭局 子ども政策課

- ・三雲学童保育所

#### 第 2 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたり、担当課が所管する諸施設の中で、指定管理者制度に基づく

基本協定書及び単年度協定を締結して指定管理料（一部除く）により管理運営している施設から対象を抽出した。随時監査資料（指定管理者監査）様式に基づき作成し必要資料の写し等を添付し、提出を求めた書類により担当課職員から説明を聴き取り、公の施設管理業務がそれぞれの「指定管理者業務仕様書」及び「管理運営に関する基本協定書」に基づき業務が遂行できているか監査を行った。

また、湖国十二坊の森(十二坊温泉ゆらら)及び長寿・常楽の理想郷(じゅらくの里公園)については現地踏査も行った。

### 第3 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、「指定管理者業務仕様書」及び「管理運営に関する基本協定書」により施設管理、書類の作成提出等適切に処理されており、指定管理業務については概ね適正であったと認められる。

しかしながら、特に今年度の随時監査（指定管理業務監査）だけでなく、全庁的に改善の必要があると考えられる点について次のとおり指摘し、同時に今回の監査対象施設について監査意見を述べることとする。

#### 監査対象施設に対する意見

環境経済部 商工観光労政課

○湖国十二坊の森(十二坊温泉ゆらら)

施設については概ね良好な管理運営がされている。来年度からは利用料金制が導入されることから、指定管理料の削減に取り組まれない。また、施設は本市観光の中核施設であり、今後より一層の積極的な事業運営に努められたい。

総合政策部 地域創生推進課

○石部南まちづくりセンター

施設については概ね良好な管理運営がされており、今後も地域のまちづくりのため有効活用に努められたい。

総合政策部 文化スポーツ課

○石部・甲西文化ホール

施設は市民の生活文化の向上および文化活動の拠点として概ね良好な管理運営がされている。来年度からは市が直接管理運営することから、現在紙ベースの備品台帳を今年度中に電子データ化にされるよう努められたい。

健康福祉部 健康政策課

○長寿・常楽の理想郷(じゅらくの里公園)

施設については概ね良好な管理運営がされている。今後も公園の利用者が安心・安全かつ快適に活用できるよう取り組まれない。

健康福祉部 子ども家庭局 子ども政策課

○三雲学童保育所

現金の管理は運営委員長のみとなっている。現金の取り扱いについては十分注意する必要があることから、今後は複数の職員が現金の管理ができるよう体制を整えられたい。